

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の特別措置について

---

高山石油ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の期限までの支払いが困難な事情が生じることを踏まえ、社会福祉協議会の新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまに、次に示す特別措置を適用いたします。

### 1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度における「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置による貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

### 2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客さまの2020年3月検針分（支払期限日が2020年4月1日以降となるもの）、4月検針分及び5月検針分のガス料金の支払期限日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

### 3. 適用開始日

2020年4月1日（水）

### 4. お問い合わせ先

高山石油ガス株式会社 直売課

電話番号 : 0833-43-3503

受付時間 : 平日 8:30 ~ 17:00